

# 質 疑 応 答 書

件名 仙台市高等学校電力需給

整理番号 (仙台市記入欄)	
質 問 事 項	回 答 (仙台市記入欄)
<p>1、契約期間中に建替や増築、トランス増量、受変電設備および引き込み位置の移設・変更等、電力の契約に影響するような工事予定がある場合、対象施設と工事内容を教えてください。</p>	<p>1. 仙台高校は令和4～5年度、仙台商業高校は令和3～4年度に大規模改修を実施する予定ですが、電力の契約に影響するかどうかは設計前により未定です。具体的な工事内容としては、既存設備機器等の更新、電灯設備のLED化、老朽化した受電設備等の更新が見込まれますが、電力需要の大幅な増加はないと見込んでいます。</p>
<p>2、各月の請求における燃料費調整額は、その請求月に適用されている管轄の一般送配電事業者の約款に定める算定と同額となりますが、よろしいでしょうか。</p>	<p>2. 契約書(案)第10条のとおりです。</p>
<p>3、(権利義務の譲渡等の禁止)条文を以下に変更または追加いただくことは可能でしょうか。 『ただし、発注者の承諾を受けた場合、若しくは、信用保証協会又は中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の4に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合はこの限りではない。』</p>	<p>3. 変更または追加は認めません。 契約書(案)第2条のとおりとなります。</p>
<p>4、計量日に関する条文を以下に変更または追加頂くことは可能でしょうか。 『計量は毎月1日午前0:00に行う。』</p>	<p>4. 契約書(案)第5条と同義のため、変更は不要です。</p>
<p>5、検針結果は請求書の内訳をもって検針票に代えさせていただきます。その旨ご了承頂けますか。</p>	<p>5. 了承いたします。</p>
<p>6、実際の業務では計量日午前0:00に自動計量され、毎月第4営業日に請求書発行となり、その請求書にご利用の内訳が記載されております。 文面：計量⇒検査⇒請求 実情：計量⇒請求・内訳送付  特に契約書文面は変えていただかなくても結構ですが、弊社では計量結果の報告を別途行うといった対応は行っておりません。 また、検査合格後の日付にて請求書の再発行は致しかねますのでご了承いただけますでしょうか。</p>	<p>6. 了承いたします。</p>
<p>7、遅延利息の条文で利率を具体的に明記願いますでしょうか。</p>	<p>7. 契約書(案)第12条第4項のとおりです。</p>
<p>8、損害賠償の条文に「発注者の責めに帰すべき理由にて受注者に損害を与えたときは、受注者にその損害を賠償しなければならない。」 上記を追記いただけますでしょうか。</p>	<p>8. 契約書(案)第21条のとおりです。</p>

9、一般送配電事業者が値上げの際、契約単価見直し協議に応じて頂けますか。	9. 契約書（案）第11条によります。
10、請求書はWEBからのダウンロードにてご対応いただけますか。	10. 契約印が押印された請求書が必要となりますので、郵送により送付してください。

- 注1 この質疑応答書は、仕様書に対して質問がある場合（入札・見積に必要な事項に限る。）にのみ提出して下さい。
- 注2 提出期間を過ぎた場合は、受理しません。
- 注3 回答は、入札説明書に記載する期限までに、仙台市ホームページに掲載します。

## 質 疑 応 答 書

件名 仙台市立高等学校電力需給

		整理番号 (仙台市記入欄)							2
質 問 事 項		回 答 (仙台市記入欄)							
現在の電力供給会社を教えてください。		株式会社 F-Power 様です。							
自家発補給電力の契約はございますか。またある場合は契約電力 (kw) を教えてください。		自家発補給電力の契約はありません。							
ご請求について、供給施設内にご入居されている企業様がある場合に企業様毎に請求書を発行することは弊社では出来ません。ご了承くださいいただけますか。		了承いたします。							
弊社の請求書は、翌月 15 日までに到着とし請求書受領後 30 日以内 (翌々 15 日迄) に振込となりますがご了承くださいいただけますか。		了承いたします。							
落札時の電力切り替え手続きにおいて必要な情報の確認の為に、最新請求書 1 か月分の写しをご提出いただくことは可能ですか。		契約相手先の情報も入っているため、請求書の写しは提供できませんが、必要な情報の詳細をお教えいただければ回答いたします。							
自動検針装置はついていますか。		ついております。							
現在の電力が 500 kw 以上の場合、落札時に変更手続きが必要になるので現在の最大電力を教えてください。		仙台高校が 133kw, 工業高校が 376kw, 商業高校が 376kw です。							

注 1 この質疑応答書は、仕様書に対して質問がある場合 (入札・見積に必要な事項に限る。) にのみ提出して下さい。

注 2 提出期間を過ぎた場合は、受理しません。

注 3 回答は、入札説明書に記載する期限までに、仙台市ホームページに掲載します。

# 質疑応答書

件名 仙台市立高等学校電力需給

		整理番号 (仙台市記入欄)							3
質問事項		回答 (仙台市記入欄)							
・契約書(案)第4条3項について 「あわせて、契約電力の適正化に向け、発注者と受注者とが協議を行う。」を追記いただくことは可能でしょうか。		契約書(案)第21条のとおりです。							
・契約書(案)第12条4項について 延滞利息率に関して、弊社の延滞利息率は年10%となりますが、協議(変更)することは可能でしょうか。		変更はできません。							

注1 この質疑応答書は、仕様書等に対して質問がある場合(入札・見積に必要な事項に限る。)にのみ提出して下さい。

注2 提出期間を過ぎた場合は、受理しません。

注3 回答は、入札説明書に記載する期限までに、仙台市ホームページに掲載します。